平成２６年（フ）第２８号
宮崎県都城市高城町有水3533番地２
債務者　東　　和美
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　里美
4　破産債権の届出期間　平成26年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１６０号
和歌山県有田郡広川町大字下津木1096番地
債務者　寺杣　京子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８７号
滋賀県彦根市本町１丁目８番19―200号
債務者　中江　順一
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　美菜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３０号
北海道北見市小泉392番地21
債務者　石澤　深雪（旧姓藤代）
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野呂　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
群馬県高崎市乗附町2217番地15
債務者　玉川　英勝
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　反町　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月27日午後２時55分
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３３３号
広島市東区光町１丁目８番20―305号
債務者　保田　一喜
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０３号
愛媛県松山市中央１丁目８番８号　緑風館中央401号
債務者　多田知重美
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０６号
秋田市旭北寺町１番48号
債務者　松井　誠治
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　面山　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９号
山形県南陽市宮内1042番地の18
債務者　山口フサ子
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯田　典明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１５５号
愛媛県松山市和泉北１丁目２番15号
債務者　向井　正美
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２号
福岡県八女市酒井田301―１　ランドマーク参番館201号室、住民票上の住所福岡県八女市矢部村矢部3105番地
債務者　古川　浩幸
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第５７３号
さいたま市大宮区三橋１丁目317番地１　サードプレステージ101
債務者　原　　正浩
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　將三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５９１号
さいたま市浦和区木崎５丁目24番24号　テラスハウスＡ
債務者　楡井　正秋
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹井　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
埼玉県東松山市大字石橋2203番地21　レオパレスドリームスクエア113号室
債務者　赤沼　康夫
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４７６号
堺市北区百舌鳥陵南町３丁22番地４―105号
債務者　小暮　篤史
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉田　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
埼玉県草加市栄町２―10―11　シャルマン松原駅前208、住民票上の住所岩手県宮古市津軽石第10地割78番地３
債務者　女鹿　達矢
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係